

日本嫌気性菌感染症学会極東製薬工業賞

- 1) 日本嫌気性菌感染症学会は優秀な研究を行った臨床検査技師あるいは基礎研究者（非医師・非歯科医師）の日本嫌気性菌感染症学会会員（原則として個人）に対し、日本嫌気性菌感染症学会極東製薬工業賞（通称：極東製薬賞）を授与する。
- 2) 学会賞の選考は、編集委員会にて選考する。選考委員長は、選考過程を理事会で報告し承認を得た後に受賞者に連絡する。該当者がいる場合は、その年度の受賞決定を見送る場合がある。
- 3) 日本嫌気性菌感染症学会極東製薬賞はレフリー制度が確立している雑誌に発表された論文著者(原則として原著論文)または日本嫌気性菌感染症学会学術集会における優れた発表者に対して、原則として年1件授与する。
- 4) 対象となる論文は、当該前年7月～当該年6月までにレフリー制度が確立している雑誌に発表された論文(原則として原著論文とする)であり、その論文の著者(筆頭著者、第2著者、責任著者、最終著者であることが望ましい)で論文発表時および授賞式の時点で継続して日本嫌気性菌感染症学会会員である者が候補となる。各年度9月末日までに極東製薬賞に募集に応募(自薦・他薦いずれも可)した者および編集委員会で調査した論文の中から選考委員会において選考される。応募者(自薦・他薦いずれも可)は当該論文の別刷を6部(コピー可)、日本嫌気性菌感染症学会事務局宛に年度ごとに定める日時までに提出する。日本嫌気性菌感染症学会学術集会における発表は、抄録ならびに当日の発表内容を基に編集委員会で審査を行う。
- 5) 日本嫌気性菌感染症学会極東製薬賞は学術集会時に受賞式を行う。
- 6) 日本嫌気性菌感染症学会極東製薬賞受賞者には、賞状および副賞を授与する。賞状および副賞は、極東製薬工業株式会社より寄贈される賞金をもってこれにあてる。
- 7) 日本嫌気性菌感染症学会学術集会における発表者で日本嫌気性菌感染症学会極東製薬賞を授与された者は、学会雑誌に受賞論文を投稿しなければならない。この場合、投稿費用は免除する。

(内規：同一論文および発表で、極東製薬賞とジャーナル賞の重複受賞は認めない。異なる論文および発表では、極東製薬賞とジャーナル賞の受賞は妨げない)